

令和5年度 小千谷市早期退職募集実施要項

令和5年7月14日

小千谷市職員の退職手当に関する条例（昭和51年条例第2号。以下「条例」という。）第12条に基づき、令和5年度定年前早期退職者を下記により募集します。

記

1 目的

職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とする。

2 退職すべき期日

令和6年3月31日（日）

※ただし、募集期間内に応募し、任命権者の認定を受けた場合に限る。

※認定後に生じた事情により、職員が退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、当該認定応募者の同意を得た上で、必要な限度で当該退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあり得る。

3 募集の期間(応募受付期間)

令和5年7月18日（火）午前8時30分 ～ 令和5年7月27日（木）午後5時15分

4 募集の対象となるべき職員の範囲

(1) 小千谷市に常時勤務する職員のうち、退職すべき期日において、45歳から59歳までの者（昭和39年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた者）で、市職員としての勤続期間が20年以上の者

※勤続期間は、在職期間から休職・育児休業期間等を差し引いた年数となります。

(2) 応募できない職員

- ・正職員以外の者（会計年度任用職員、再任用職員、再雇用職員、任期付職員）
- ・令和6年3月31日において60歳である者
- ・地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分を募集開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

5 応募又は応募の取下げの手続

(1) 応募及び認定の手続き

①希望者は、募集期間内に「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」を任命権者に提出する。※総務課長に提出してください。

②任命権者は、以下のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定をする。

- ・応募がこの募集実施要項に適合しない場合

- ・応募者が応募をした後、懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- ・応募者が懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものを用いる。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ・応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

③任命権者は、認定又は認定しない旨の決定をし、募集終了後1か月以内に認定通知書を交付する。

ただし、認定を受けた職員（以下、「認定応募者」という。）が次のいずれかに該当する場合は、認定の効力を失う。

- ・地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分を受けて退職をした場合
- ・地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした場合
- ・職員が退職した場合（上記2点のいずれかに該当して退職した場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときや、職員が引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときなど、退職手当が支給されない場合
- ・募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかった場合
- ・地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
- ・下記（2）の規定により応募を取り下げた場合

（2）応募の取下げ

応募を取り下げようとする認定応募者は、退職すべき期日までに「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を任命権者に提出する。**※総務課長に提出してください。**

6 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例（条例第5条の3）

認定応募者のうち、60歳（60歳の誕生日の前日）までに退職する職員で、勤続期間が20年以上、かつ、45歳以上である場合に、60歳と退職すべき期日における年齢との差に相当する年数1年につき、退職日給料月額100分の2を乗じて得た額と退職日給料月額の合計額を基に退職手当を算出する。

なお、原則として、この募集実施要項の規定に基づかない退職の申出は、自己の都合による退職の扱い（条例第3条）となる。

7 問合せ連絡先

総務課職員係 阿部・岸野 83-3005（内線334・335）